

平成25年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成25年9月20日（金曜日）

午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書提出について
- 第 2 議員派遣の件
- 第 3 閉会中の継続調査について

○出席議員（13名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員			

○欠席議員（1名）

15番	細谷博之	議員
-----	------	----

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
飯塚勝一	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
諸井政行	税務課長
吉田紳二	住民課長
相場利夫	生活環境課長
小島敏晴	保険年金課長
河内登	福祉課長
大拙一	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島靖	都市建設課長
半田実	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
神山均	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

小 倉 章 利	事 務 局 長
田 部 井 春 彦	書 記

◎開議の宣告

○本間恵治議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時02分 開議]

◎日程第1 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書提出について

○本間恵治議長 日程第1、発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書提出について議題とします。

提出者から本件について趣旨説明を求めます。

小島幸典議員。

[12番 小島幸典議員登壇]

○12番 小島幸典議員 発議第3号について、趣旨の説明を申し上げます。

議会運営委員会に所属いたします各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係機関に対しまして、道州制導入に断固反対する意見書を提出するものであります。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごときに法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかのごとく見られます。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を

守り、自然を生かした地場産業をつくり出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものである。また、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、邑楽町議会は道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるよう、お願いいたします。

以上。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○本間恵治議長 起立多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議員派遣の件

○本間恵治議長 日程第2、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第3 閉会中の継続調査について

○本間恵治議長 日程第3、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎閉会の宣告

○本間恵治議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出があり、本来ですと町長が全ての議案をお認めいただいたということで、ここでお礼の弁を申し上げるべきところなのですが、今回につきましては皆さんご承知のとおり、謝罪もしなくてはならないと、お礼と謝罪が一緒になるということもありますので、私のほうで配慮し、今回については遠慮していただくということにしました。次の機会に町長から皆さんにはまた申し述べる機会がありますので、そのときに町長のほうから発言をお願いしたいと思います。

以上で平成25年第3回呂楽町議会定例会を閉会します。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

〔午前10時10分 閉会〕